

I 申告書の作成のしかた等

1 贈与税の申告書の提出期間と提出先

(1) 令和5年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付

令和6年2月1日(木)から同年3月15日(金)まで

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

(2) 申告書の提出方法

イ e-Tax で申告する。

ロ 郵便又は信書便により、住所地の所轄税務署又は業務センター(※)に提出する。

※ 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください(内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください)。



(送付先を調べる)

ハ 住所地の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます(業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください)。

(注)1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。なお、災害その他やむを得ない理由によって、提出期限までに申告、納付等ができないときは、申告、納付等の期限の延長制度があります。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表(兼贈与税の額の計算明細書)」、「第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」と「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」(40ページ参照)と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」(40ページ参照)と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

(注)1 第一表の二は、1枚に記載できる贈与者は2人ですので、贈与者が3人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者(相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。)ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

3 特例の適用に当たって登記事項証明書の添付が必要となるものについては、申告書に不動産番号等を記入することにより、その添付を省略することができます。また、申告書に不動産番号等を書ききれないときは、別途「取得した不動産に係る不動産番号等の明細書(相続税・贈与税用)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)を使用することができます。

○ マイナンバー(個人番号)の記載等について

贈与税の申告書を提出する際には、提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認(番号確認と身元確認)を行うため、申告をされる方(受贈者)の本人確認書類(3ページ参照)の提示又は写しの添付が必要となります。

(注)1 ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

2 本人確認書類の写しを添付する場合には、「本人確認書類(写)添付台紙」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)などに貼って、提出してください。

マイナンバーカードの有無	本人確認書類	添付又は提示					
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の 写し が必要です。	本人確認書類の 写し を、「本人確認書類（写）添付台紙」（国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。 又は本人確認書類を、提出の際に提示する。					
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 及び ②身元確認書類 <table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td> <td>・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td>・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証（注2） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ</td> </tr> </table>		① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ	+		② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ						
+							
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証（注2） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ						

（注）1 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

2 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が復元できない程度にマスキング（塗りつぶし）をお願いします。

3 贈与税の納付

(1) 納付すべき期限（納期限）

令和5年分の贈与税の納期限は、令和6年3月15日（金）です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

（注）納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割合
① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

(2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、[国税庁ホームページの「国税の納付手続」](#)をご覧ください。



（国税の納付手続）

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。また、贈与税には、振替納税の制度はありません。

イ キャッシュレス納付

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、ご自宅などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

(イ) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxにより申告書を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより電子納付する手続です。ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、専用の届出書をe-Tax又は書面で提出する必要があります。

（注）1 ダイレクト納付が利用可能となるまで、e-Tax提出は1週間程度、書面提出は1か月程度かかります。

2 ダイレクト納付により口座引落としが完了すると、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますので、必ずご確認ください。

(ロ) インターネットバンキング等

インターネットバンキングやペイジー対応の金融機関のATM等を利用して電子納付する手続です。ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行っていただく必要があります。

(ハ) クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する手続です。

- (注) 1 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
2 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

(ニ) スマホアプリ納付

インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付する手続です。

- (注) 1 納付できる金額は30万円以下となります。
2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

ロ 現金納付

(イ) QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

ご自宅のパソコンなどで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- (注) 1 納付できる金額は30万円以下となります。
2 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(ロ) 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する手続です。

- (注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

(3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、延納税額(利子税の額を含みます。)に相当する担保を提供するなど一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

4 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。



申告書作成開始までの流れ（パソコンでの操作）

1 国税庁ホームページトップ

2 国税庁 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページトップの「分野別メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。

「**作成開始**」ボタンをクリックします。

3 確定申告書等作成コーナー

4 贈与税の申告書の作成を開始する前に

税務署への提出方法の選択、パソコンの環境確認などの確認後、作成する申告書等の選択画面において「**贈与税**」をクリックします。

「**贈与税の申告書作成開始**」ボタンをクリックすると、贈与税の申告書作成コーナーへアクセスできます。なお、贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力すると申告書を作成できます。

「ご利用ガイド」をご活用ください！

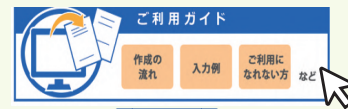
「**ご利用ガイド**」をクリックすると、12ページ以降の各事例で申告書を作成する場合の「**入力例**」や「**ご利用になれない方**」などが確認できます。

【入力例】

- ・【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合
- ・【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合
- ・【事例4】相続時精算課税を適用する場合
- ・【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

【ご利用になれない方】の例

- ・相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合
- ・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合 など



国税庁ホームページの「**確定申告特集**」では、**確定申告書等作成コーナー**の入力に関する**マニュアル**や**e-Tax**で申告する方向けの**動画**を掲載しています。



確定申告特集

- ※ 作成した申告書等を、印刷して郵送等で所轄の税務署等に提出することもできます（申告書の提出方法については、2ページ参照）。
- ※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。なお、各画面は開発中の画面のため、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。

※「国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については5ページを参照してください。

6 贈与税の申告書の書きかた

(1) 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算方法については、33、34ページを参照してください。

税務署長 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 提出			令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)			修正			F D 4 7 5 1																																																																																																																																																														
住所 (電話)				整理番号				名簿																																																																																																																																																															
フリガナ				補完				財産細目コード																																																																																																																																																															
氏名				申告書提出年月日				短期処理																																																																																																																																																															
個人番号 又は 法人番号				災害等延長年月日				確認 回数 修正 枚数																																																																																																																																																															
生年月日				出国年月日				訂正 枚数																																																																																																																																																															
職業				死亡年月日				修正 枚数																																																																																																																																																															
<p>私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。</p> <p>贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)</p>																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">取得した財産の明細</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">取得した年月日</th> <th rowspan="2">利用区分・銘柄等</th> <th colspan="4">取得した財産の価額(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>数</th> <th>車</th> <th>備</th> <th>固定資産税評価額</th> </tr> </table>												取得した財産の明細	種類	住所	取得した年月日	利用区分・銘柄等	取得した財産の価額(単位:円)				数	車	備	固定資産税評価額																																																																																																																																															
取得した財産の明細	種類	住所	取得した年月日	利用区分・銘柄等	取得した財産の価額(単位:円)																																																																																																																																																																		
					数	車	備	固定資産税評価額																																																																																																																																																															
<p>i 特例贈与財産分</p> <p>取得した財産の明細</p> <p>住所: 令和 〇 年 〇 月 〇 日</p> <p>フリガナ: 〇 〇 〇 〇</p> <p>氏名: 〇 〇 〇 〇</p> <p>生年月日: 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</p> <p>続柄: 〇 〇 〇 〇</p> <p>過去の贈与税の申告状況: 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日</p> <p>特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ① 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</p>																																																																																																																																																																							
<p>ii 一般贈与財産分</p> <p>取得した財産の明細</p> <p>住所: 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日</p> <p>フリガナ: 〇 〇 〇 〇</p> <p>氏名: 〇 〇 〇 〇</p> <p>生年月日: 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</p> <p>続柄: 〇 〇 〇 〇</p> <p>過去の贈与税の申告状況: 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日</p> <p>一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ② 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</p>																																																																																																																																																																							
<p>配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、... [] にし印を記入します。 (最高2,000万円) ③ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</p> <p>(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円</p>																																																																																																																																																																							
<p>【合計欄】 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)</td> <td>④</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑤</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)</td> <td>⑥</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>⑥に対する税額 (贈与税の速算表) を使用して計算します。</td> <td>⑦</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>外国税額の控除額</td> <td>⑧</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分税額控除額</td> <td>⑨</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>差引税額 (⑦-⑧-⑨)</td> <td>⑩</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)</td> <td>⑪</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)</td> <td>⑫</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>												暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	基礎控除額	⑤	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	⑥に対する税額 (贈与税の速算表) を使用して計算します。	⑦	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外国税額の控除額	⑧	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	医療法人持分税額控除額	⑨	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑪	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
基礎控除額	⑤	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
⑥に対する税額 (贈与税の速算表) を使用して計算します。	⑦	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
外国税額の控除額	⑧	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
医療法人持分税額控除額	⑨	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑪	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
<p>III 合計</p> <table border="1"> <tr> <td>課税価格の合計額 (①+②+③)</td> <td>⑬</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)</td> <td>⑭</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>農地等納税額</td> <td>⑮</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>株式等納税額</td> <td>⑯</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>特例株式等納税額</td> <td>⑰</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分納税額</td> <td>⑱</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>事業用資産納税額</td> <td>⑲</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)</td> <td>⑳</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>申告書修正前の申告書に納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)</td> <td>㉑</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)</td> <td>㉒</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑭-㉒)</td> <td>㉓</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)</td> <td>㉔</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)</td> <td>㉕</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>												課税価格の合計額 (①+②+③)	⑬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	農地等納税額	⑮	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	株式等納税額	⑯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	特例株式等納税額	⑰	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	医療法人持分納税額	⑱	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	事業用資産納税額	⑲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	申告書修正前の申告書に納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)	㉑	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)	㉒	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑭-㉒)	㉓	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)	㉔	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)	㉕	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
課税価格の合計額 (①+②+③)	⑬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
農地等納税額	⑮	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
株式等納税額	⑯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
特例株式等納税額	⑰	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
医療法人持分納税額	⑱	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
事業用資産納税額	⑲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
申告書修正前の申告書に納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)	㉑	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額) (⑭-⑲)	㉒	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑭-㉒)	㉓	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)	㉔	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉒)	㉕	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																												
<p>作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号</p> <p>税理士法書面提出 30条 33条02</p> <p>通信日付印</p> <p>確認</p>																																																																																																																																																																							

マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入が必要です。

「i 特例贈与財産分」は、特例贈与と財産を取得した場合に記入します。

「ii 一般贈与財産分」は、一般贈与と財産を取得した場合に記入します。

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表控用面の裏面をご確認ください。

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた									
㉑	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。									
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。									
	「令和□□年分」	□の中に「5」と記入します。									
㉒	「住所」	申告をする人（財産を取得した方。以下同じです。）の住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。									
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゜）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。									
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和58年9月21日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>.</td><td>0</td><td>9</td><td>.</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	3	5	8	.	0	9	.	2	1
	3	5	8	.	0	9	.	2	1		
「職業」	申告をする人の職業を記入します。										
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゜）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「生年月日」	贈与者の生年月日を㉒「生年月日」にならって記入します。									
㉔	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㉕	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。贈与者が直系尊属である場合は、贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。贈与者が直系尊属以外である場合は、贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。「5」又は「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㉖	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、43ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。									
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 へ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称									
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。									
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。									
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。									
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。									
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。									
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。									
㉗	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために㉓に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。									
㉘	「不動産番号」	贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合で、贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに記入します（「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類（17ページ）」を参照）。									

(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（40ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和5年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

修正

F D 4 7 4 9

		受贈者の氏名		A	
提出用	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中B印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定によるB取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)				
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	父 1, 母 2 祖父 3, 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。		(直系等属) 父 1, 母 2 祖父 3, 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。		令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4		住宅取得等資金の合計額		35 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	父 1, 母 2 祖父 3, 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。		(直系等属) 父 1, 母 2 祖父 3, 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。		令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4		住宅取得等資金の合計額		36 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	非課税限度額の計算		住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注2)		37 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 E
		令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		38 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 F	
		住宅資金非課税限度額の残額 (37-38)		39 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 G	
贈与者別の非課税の適用		35のうち非課税の適用を受ける金額		40 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		36のうち非課税の適用を受ける金額		41 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 H	
		非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) (39の金額を限度とします。)		42 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
贈与者の課税価格の計算		35のうち課税価格に算入される金額 (35-40) (35に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		43 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 I	
		36のうち課税価格に算入される金額 (36-41) (36に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		44 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
不動産番号等の明細 新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。					
不動産番号等の明細		不動産番号		不動産番号	
土地 所在 建物 及び家 土地 及び屋 建物 地番 土地 地番 建物 番号		土地 所在 建物 及び家 土地 及び屋 建物 地番 土地 地番 建物 番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		J			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	K	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇〇〇	確認	
----------	------	--------------	----	----------	----	--

* 欄には記入しないでください。

記号	欄	書きかた									
Ⓐ	「受贈者の氏名」	申告をする人（財産を取得した方。以下同じです。）の氏名を記入します。									
Ⓑ	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。									
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>4</td></tr></table>	3	1	6	.	1	1	.	0	4
	3	1	6	.	1	1	.	0	4		
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
「取得した財産の所在場所等」	取得した財産が現金の場合は贈与者の住所を、預貯金等の場合は預入先店舗などの所在地及び名称を記入します。										
Ⓓ	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。									
Ⓔ	「住宅資金非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」と記入します（40ページ参照）。									
Ⓕ	「令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	令和4年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和4年分の贈与税の申告書第一表の二の⑩の金額）を記入します（適用を受けていない場合は、記入しません。）。 (注) 災害に係る住宅取得等資金の非課税の再適用の適用を受ける場合には、この欄の記入は不要です。詳しくは、国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】に掲載されている『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』等のあらまし（令和4年5月）（令和4年11月改訂）の7ページをご覧ください。									
Ⓖ	「住宅資金非課税限度額の残額」	⑳の金額から㉑の金額を控除した金額を記入します。									
Ⓖ	「㉑のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㉒のうち非課税の適用を受ける金額」	㉑の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㉑の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。									
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（㉑の住宅資金非課税限度額の残額を超えることはありません。）。									
Ⓖ	「㉑のうち課税価格に算入される金額」及び「㉒のうち課税価格に算入される金額」	㉑の金額から㉒の金額を控除した金額及び㉒の金額から㉓の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。									
Ⓖ	「不動産番号等の明細」	新築若しくは取得又は増改築等をした不動産に係る登記事項証明書の添付を省略する場合は、その不動産に係る土地建物の別、不動産番号等を記入します。 (注) 地番・家屋番号は、登記事項証明書等に記載されており、住居表示番号（○番○号など）とは異なりますのでご注意ください。また、不動産番号は、登記事項証明書等に記載されている13桁の番号を記入します。									
Ⓖ	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。									

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（35ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和 <input type="text" value="0"/> 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） 修正 <input type="text" value="704737"/>											
					受贈者の氏名						
提出用	次の特例の適用を受ける場合には、 <input type="checkbox"/> の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定により、 相続時精算課税選択の特例 の適用を受けます。 (単位：円)										
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>			種 類		細 目		利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日	
				所 在 場 所 等		数量		単 価		固定資産税 評 価 額	
	住 所			D						令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	C										
				フリガナ							
	氏 名									円 円 倍	
	続 柄									令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	生 年 月 日									円 円 倍	
	父 <input type="checkbox"/> 1、母 <input type="checkbox"/> 2、祖父 <input type="checkbox"/> 3 祖母 <input type="checkbox"/> 4、①～④以外 <input type="checkbox"/> 5									円 円 倍	
明治 <input type="checkbox"/> 1、大正 <input type="checkbox"/> 2、昭和 <input type="checkbox"/> 3、平成 <input type="checkbox"/> 4									円 円 倍		
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）									26	<input type="text"/>
	特別控除額の合計額（最高2,500万円）									27	<input type="text"/>
	特別控除額の残額（2,500万円－27）									28	<input type="text"/>
	特別控除額（26の金額と28の金額のいずれか低い金額）									29	<input type="text"/>
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－27－29）									30	<input type="text"/>
	29の控除後の課税価格（26－29）【1,000円未満切捨て】									31	<input type="text"/>
	31に対する税額（31×20%）									32	<input type="text"/>
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）									33	<input type="text"/>
	差引税額（32－33）									34	<input type="text"/>
	上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況										
		申告した税務署名		控除を受けた年分		受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）					
		署		平成 年分		G					
		署		令和 年分							
		署		平成 年分							
		署		令和 年分							

第二表（令和4年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*	税務署整理欄	整理番号	<input type="text"/>	名簿	<input type="text"/>	届出番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
		財産細目コード	<input type="text"/>	確認	<input type="text"/>				

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)(令5.12)

記号	欄	書きかた								
㉑	「令和〇〇年分」	□の中に「5」と記入します。								
	「受贈者の氏名」	申告をする人(財産を取得した方。以下同じです。)の氏名を記入します。								
㉒	「次の特例の適用を受け る場合には、□の中にレ印 を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 (40ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。								
㉓	「住所」、「氏名」及び「フ リガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゜) や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>4</td></tr></table>	3	1	6	.	1	1	.	0
3	1	6	.	1	1	.	0	4		
㉔	「種類」、「細目」及び「利 用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、43ページの表により、各財産の種類と細 目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入 します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産につい ては、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金 の代用、担保などとして提供されているものにつ いては、その提供先証券会社などの所在地及び名 称 ニ 現金・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの 所在地及び名称 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。								
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財 産の1単位当たりの価額を記入します(固定資産税評価額を基として 評価する土地と家屋については記入を要しません)。								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評 価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定 資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
㉕	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㉖	「過去の年分の申告にお いて控除した特別控除額 の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額(最高1,000 万円)(注)は、この特別控除額に含まれませんのでご注意ください。 (注) 平成21年12月31日以前に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅 取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特 例(旧租税特別措置法第70条の3の2)」の適用を受けた場合は、相続時精算 課税に係る特別控除額(最高2,500万円)の他に、住宅資金特別控除額(最高 1,000万円)の控除も可能とされていました。								
㉗	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名 と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なってい る場合には、その年分の住所・氏名を記入します。								

7 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私(国税壮太郎)は、祖父(国税一郎)から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和4年分の贈与税の申告において、祖父からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、33ページを参照してください。

一般の贈与

麹町 税務署長 令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD4751

提出用	税務署 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所 〒×××-×××× (電話 090-××××-××××) 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室	整理番号	名簿
	フリガナ コクセイイソウタロウ	補完	申告書提出年月日	財産細目コード
	氏名 国税 壮太郎	申告書提出年月日	災害等延長年月日	短期処理訂正作廃券枚数
	個人番号 ××××〇〇〇〇△△△△	出生年月日	死亡年月日	
	生年月日 3/5/9.09.25 職業 会社員			

第一表 (令和4年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

I 暦年課税分	i 特例贈与財産分	住所 千代田区霞が関3丁目1番1号	取得した財産の明細 現金、預貯金等	令和05年09月19日
	フリガナ コクセイイイチロウ	取得した財産の明細 現金、預貯金等	令和 年 月 日	
	氏名 国税 一郎	取得した財産の明細 現金、預貯金等	令和 年 月 日	
II 一般贈与財産分	住所	取得した財産の明細	令和 年 月 日	
	フリガナ	取得した財産の明細	令和 年 月 日	
	氏名	取得した財産の明細	令和 年 月 日	
合計欄		特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	5000000
		一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
		配偶者控除額	③	

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	5000000
基礎控除額	⑤	1100000
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	3900000
⑥に対する税額	⑦	485000
外国税額の控除額	⑧	
医療法人持分税額控除額	⑨	
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	485000
相対精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
相対精算課税分の差引税額の合計額	⑫	

課税価格の合計額 (①+②+⑩)	⑬	5000000
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	485000
農地等納税額	⑮	0
株式等納税額	⑯	0
特例株式等納税額	⑰	0
医療法人持分納税額	⑱	0
事業用資産納税額	⑲	0
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳	485000
差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	0
納付済税額の合計額	㉒	0
申告期限までに納付すべき税額	㉓	0
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (㉑-㉒)	㉔	0
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉓-㉔)	㉕	0

転記します。

「特例贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限り)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000 円
基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。〕

A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円
C 4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = D 680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
- ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

令和5年分以降用(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(A 5,000,000 円)から基礎控除額(B 1,100,000 円)を控除した課税価格(C 3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(D 485,000 円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私(甲野修)は、母(甲野花子)から現金300万円、兄(甲野武)から上場株式500株の贈与を受けました。母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。(注)「一般税率」及び「特例税率」については、33ページを参照してください。

神奈川 税務署長 令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ オサム

氏名 甲野 修

個人番号 〇〇〇〇××××××××××××××××

法人番号

生年月日 3 4 6 . 0 5 . 2 4 職業 自営業

整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

財産細目コード

短期処理

訂正残数

確認回数

修正枚数

第一表 (令和4年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの欄は「」や半角点「・」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください)

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ ハナコ

氏名 甲野 花子

生年月日 3 2 0 1 1 0 4

続柄 母

取得した財産の明細

種類 現金、預貯金等

場所 現金、預貯金等

利用区分・銘柄等

取得した年月日 令和05年09月25日

価額の合計額(課税価格) 3000000

過去の贈与税の申告状況

平成 令和 年分

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 年 月 日

円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 年 月 日

円 円 倍

特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ タケシ

氏名 甲野 武

生年月日 3 4 4 1 2 2 4

続柄 兄

取得した財産の明細

種類 有価証券

場所 上場株式等

利用区分・銘柄等 〇〇株式会社

取得した年月日 令和05年04月10日

価額の合計額(課税価格) 1500000

過去の贈与税の申告状況

平成 令和 年分

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 年 月 日

円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 年 月 日

円 円 倍

一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ② 1500000

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、□にレ印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③

不動産 1件目 2件目

贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分(③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額(①+(②-③)) ④ 4500000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 3400000

⑥に対する税額 ⑦ 416666

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額(⑦-(⑧-⑨)) ⑩ 416666

相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二次の受取の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二次の受取の金額の合計額) ⑫

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法番届出 30条 33条の2

通信日付印

確認

課税価格の合計額(①+(②+⑩)) ⑬ 4500000

差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭ 416666

農地等納税猶予税額 ⑮

林業等納税猶予税額 ⑯

特例株式等納税猶予税額 ⑰

医療法人持分納税猶予税額 ⑱

事業用資産納税猶予税額 ⑲

申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳ 416666

この申告書の修正前の申告期限までに納付すべき税額 ㉑

申告書の修正後の申告期限までに納付すべき税額(⑳-㉑) ㉒

申告期限までに納付すべき税額の増加額(㉑-㉒) ㉓

申告期限までに納付すべき税額の増加額(㉒-㉓) ㉔

税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日 (資5-10-1-1-A4統-) (令5.12)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも33ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」により贈与税額を計算します。

なお、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>3_贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

また、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【B-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-E)/D】	J	143,333円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおりに按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- (1) 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)
 $F \times 40\% - 1,900,000$ (特例税率) - 1,900,000円 (控除額) = G 3,660,000円
 $G \times \frac{A}{D}$ 3,660,000円 × (A 5,000,000円 / D 15,000,000円) = H 1,220,000円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- (2) 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)
 $F \times 45\%$ (一般税率) - 1,750,000円 (控除額) = I 4,505,000円
 $I \times \frac{B-E}{D}$ 4,505,000円 × ((B-E) 10,000,000円 - (C) 0円) / D 15,000,000円 = J 3,003,333円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- (3) 贈与税額の計算 (K欄の計算)
 $H + J$ 1,220,000円 + 3,003,333円 = K 4,223,333円

令和5年分以降用 (特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額 (A) 3,000,000円と一般贈与財産の価額 (B) 1,500,000円の合計額 (D) 4,500,000円から基礎控除額 (E) 1,100,000円を控除した課税価格 (F) 3,400,000円に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額 (G) 410,000円・(I) 430,000円について、それぞれの財産の価額に対応する税額 (H) 273,333円・(J) 143,333円を計算し、その合計額 (K) 416,666円を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私（丙本京子）は、夫（丙本三郎）から居住している家屋とその敷地（宅地、路線価地域）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、40ページを参照してください。
 2 「一般税率」については、33ページを参照してください。

配偶者控除

神戸 税務署長 令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXXX - XXXX - XXXX) 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ ハイモト キョウコ

氏名 丙本 京子

個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

生年月日 3 2 2 0 2 2 0 職業 無職

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

財産簿細目コード

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

取得した財産の明細

取得した財産の明細	取得した年月日	取得した場所	取得した内容	取得した価額の合計額(課税価格)
土地 宅地 自用地	令和05年05月08日	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	22275000	22275000
家屋 家屋(木・瓦葺宅)	令和05年05月08日	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	745600	745600

配偶者控除額 (注) 配偶者控除の特例を適用する場合に、(□)にシ印を記入します。 23,020,600

【合計欄】 (単位:円)

暦年課税分 (③の控除後の課税価格)	課税価格の合計額 (①)+(②)+(③)	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩)+(⑪)
④ 暦年課税分の課税価格の合計額	⑬ 課税価格の合計額	⑭ 差引税額の合計額(納付すべき税額)
⑤ 基礎控除額	⑮ 農地等納税額	⑯ 株式等納税額
⑥ ⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑰ 特別株式等納税額	⑱ 医療法人持分納税額
⑦ ⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します)	⑲ 事業用資産納税額	⑳ 申告期限までに納付すべき税額 (⑭)-(⑮)-(⑯)-(⑰)-(⑱)
⑧ 外国税額の控除額	㉑ 差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉒ 申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額の増加額 (⑲-⑳))
⑨ 医療法人持分税額控除額	㉓ 申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額の増加額 (㉑-㉒))	
⑩ 差引税額 (⑦)-(⑧)-(⑨)		
⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)		
⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)		

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号 税理士法曹能提出 通信目付印 30条 33条02

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にし印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます(17ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照)。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、33、34ページを参照してください。

相続時精算課税に係る贈与がなない場合には記入する必要はありません。

令和5年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和6年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和6年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私(乙沢花子)は、祖母(乙沢陽子)から宅地(自用地、路線価地域)と上場株式5,000株の贈与を受けました。令和5年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、相続時精算課税(注)を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、35ページを参照してください。

相続時精算課税

板橋 税務署長 令和05年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD4751

提出用 税務署受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所 板橋区〇〇△丁目×番×号

フリガナ オツサワ ハナコ

氏名 乙沢 花子

個人番号 〇〇△△△△××××××××

生年月日 3 6 2 0 8 2 8 職業 自営業

整理番号 名簿 補完 申告書提出年月日 財産細目コーナ

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 配偶者控除額

【合計欄】 (単位:円)

④ 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	⑤ 基礎控除額	⑥ ④の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑦ ⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用してください)	⑧ 外国税額の控除額	⑨ 医療法人持分税額控除額	⑩ 差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑦の金額の合計額)	⑬ 課税価格の合計額 (①+②+⑩)	⑭ 差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑮ 農地等納税猶予税額	⑯ 株式等納税猶予税額	⑰ 特例株式等納税猶予税額	⑱ 医療法人持分納税猶予税額	⑲ 事業用資産納税猶予税額	⑳ 申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	㉑ 申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額)	㉒ 修正前の申告書の差引税額の合計額	㉓ 申告期限までに納付すべき税額	㉔ 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑭-⑲)	㉕ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-⑳)		
2740000	1100000	1640000	2740000				2740000	480000	2740000	480000						480000	480000						

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号 税理士法曹員提出 通信日付印 30条 33条の2 確認

税務署整理欄 (記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日 (頁5-10-1-1-A4統一) (令5-12)

暦年課税に係る贈与と財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(20ページ参照)の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(40ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

令和 05 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正

F D 4 7 3 7

提出用

第二表 (令和4年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日			
			数量	単価	固定資産税評価額	倍数
土地	宅地	自用	令和05年07月03日			
			86.50㎡	300,000		
	有価証券	上場株式等	令和05年10月16日			
		〇〇株式会社	5,000株	290		

財産の価額の合計額(課税価格)	②6	00000000274
特別控除額の合計額(最高2,500万円)	②7	00000000000
特別控除額の残額(2,500万円-②7)	②8	00000000250
特別控除額(②6の金額と②8の金額のいずれか低い金額)	②9	00000000250
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-②9)	③0	00000000000
②9の控除後の課税価格(②6-②9)【1,000円未満切捨て】	③1	00000000240
③1に対する税額(③1×20%)	③2	00000000480
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	③3	00000000000
差引税額(③2-③3)	③4	00000000480

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名
署 平成 年分		
署 平成 年分		
署 平成 年分		
署 平成 年分		

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	00000000	名簿	00000000	届出番号	00000000	00000000
	財産細目コード	00000000	確認				

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)(令5.12)

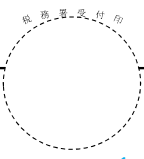
「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>25_相続時精算課税選択届出書（令和2年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

（令和2年分以降用）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

 令和 6 年 2 月 22 日 板橋 税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒xxxx-xxxx 電話(xxx - xxx -xxxx) 板橋区〇〇△丁目×番×号
		フリガナ	オツザワ ハナコ
		氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平 62 年 8 月 28 日)
		特定贈与者との続柄	孫
私は、下記の特定贈与者から令和 5 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。			
記			
1 特定贈与者に関する事項			
	住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号	
	フリガナ	オツザワ ヨウコ	
	氏名	乙沢 陽子	
	生年月日	明・大・昭・平 14 年 1 月 10 日	
2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合			
	推定相続人又は孫となった理由		
	推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日	
(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。			
3 添付書類			
次の書類が必要となります。			
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。			
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)			
<input checked="" type="checkbox"/> 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類			
(1) 受贈者の氏名、生年月日			
(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること			
(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。			
2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の取得をしたことを証する書類」となります。			
(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)			
作成税理士		電話番号	

令和5年中に特定贈与者(2ページの2(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿					確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。 (資5-42-A4統一) (令5.12)

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

令和5年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和38年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和38年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(29ページ又は31ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(※)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(※)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」(※)又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(※)を併せて使用してください。

※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(40ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(36ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限り)を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私(札幌史郎)は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父(札幌太郎)から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(40ページ参照)であり、令和5年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します(注3)。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については40ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については25ページ及び26ページの①-1を参照してください。
 2 「特例税率」については、33ページを参照してください。
 3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(40ページ参照)を適用する場合には、29ページ及び30ページの②-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

札幌中 税務署長

令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正

FD4751

提出用 税務署 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号	整理番号	名簿
	フリガナ サッポロシロウ	補完	事業
	氏名 札幌 史郎	申告書提出年月日	短期処理
	個人番号又は法人番号 3XXXXXXXXXX	災害等延長年月日	訂正
	生年月日 354.08.08	出願年月日	修正枚数
	職業 会社員	死亡年月日	
私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。 住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号 氏名 札幌太郎 続柄 父 生年月日 取得した財産の明細 種類 現金・預貯金等 場所 現金・預貯金等 利用区分・銘柄等 現金(住宅取得等資金) 申告書第一表の二とおり 令和05年09月18日 5000000 過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署を記入します。 過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署を記入します。 令和 年 月 日 令和 年 月 日 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000 住所 氏名 生年月日 取得した財産の明細 住所 氏名 生年月日 取得した財産の明細 住所 氏名 生年月日 取得した財産の明細 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 配偶者控除額(右の事項に該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円) ③ (贈与を受けた居住用不動産及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 不動産番号 1件目 2件目 【合計欄】(単位:円) 暦年課税分(③の控除後の課税価格) 暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③) ④ 5000000 基礎控除額 ⑤ 1100000 ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 3900000 ⑥に対する税額 ⑦ 485000 外国税額の控除額 ⑧ 医療法人持分税額控除額 ⑨ 差引税額(⑦-(⑧-⑨)) ⑩ 485000 相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額) ⑪ 相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑫ (この申告が修正申告である場合の異動の内容等) 作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号 税理士法曹番号 30条 33条の2 通信日付印 承認 税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日 (資5-10-1-1-A4統一)(令5.12)			

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。(注)③又は④が0の場合には「I暦年課税分」に記入する必要はありません。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、33、34ページを参照してください。

住宅取得等資金の非課税

令和5年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

修正

F D 4 7 4 9

受贈者の氏名 札幌 史郎

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は40ページを参照してください。

特別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます(26ページの「添付書類一覧(A-1)」の「No.7・8・9」の①(注3)参照)。

住宅取得等資金の非課税

提出用

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和05年09月18日 15000000
氏名 札幌 太郎	続柄 1 ← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] 空白の場合に記入します。	令和 年 月 日
生年月日 324.05.10	明治 [1] 大正 [2] 昭和 [3] 平成 [4]	住宅取得等資金の合計額 35 15000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日
氏名	続柄 ← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] 空白の場合に記入します。	令和 年 月 日
生年月日	明治 [1] 大正 [2] 昭和 [3] 平成 [4]	住宅取得等資金の合計額 36
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)	37 10000000
	令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	38
	住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39 10000000
贈与を受ける金額の計算	35のうち非課税の適用を受ける金額	40 10000000
	36のうち非課税の適用を受ける金額	41
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)	42 10000000
贈与者の非課税の適用	35のうち課税価格に算入される金額(35-40) (35に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	43 5000000
	36のうち課税価格に算入される金額(36-41) (36に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	44
不動産番号等の明細	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。	
不動産の種類	土地 所又は住所 建物 及び家屋 土地 建物 建物 及び地番 土地 地番 建物 番号	不動産番号
	札幌市中央区△△条△△丁目×番 札幌市中央区△△条△△丁目×番地(家屋番号□番□)	

第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 6・2・22 提出した税務署 札幌中 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(令5.12)

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等)の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

<令和5年分用>

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用します。おって、㉔及び㉕のチェックシートは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

「㉔住宅取得等資金の非課税」の概要については40ページを、「㉕住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については40ページを、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については41ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㉔ 住宅取得等資金の非課税	㉕ ㉔の適用に係る災害に関する税制上の措置	㉕ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	㉔ ㉕の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔非課税限度額については、40ページを参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㉔-1 (25ページ)	㉕-1 (25ページ) + ㉔-1	㉕-1 (29ページ)	㉔-1 (29ページ) + ㉕-1
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕	㉔-1 (25ページ)	㉕-1 (25ページ) + ㉔-1	㉕-1 (29ページ)	㉔-1 (29ページ) + ㉕-1
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㉔-2 (27ページ)	㉕-2 (27ページ) + ㉔-2	㉕-2 (31ページ)	㉔-2 (31ページ) + ㉕-2

- (注) 1 「新築」には、令和6年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和6年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和6年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㉔住宅取得等資金の非課税」又は「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㉕住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㉔住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㉔住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㉕住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。

- ① 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
 - ロ 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1** **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-1 **新築又は取得用**」（以下「チェックシート◎-1」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシート◎-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
 - ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
 - ロ 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
- ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-1で確認してください。
 ※2 上記②イに該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、『非課税限度額』に関する事項の「『No.12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和5年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和6年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして26ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき26ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、26ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、26ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】	
	①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	はい⇒1,000万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)
(注) 令和4年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「12」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和5年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。			

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、25ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
2	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など令和5年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注）上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>																						
7	<p>【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。</p> <p>② 次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </table> <p>（注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限ります。</p> <p>③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和6年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。</p>	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<p>【令和6年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り。）</p> <p>③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	耐震基準適合証明書																							
b	建設住宅性能評価書の写し																							
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																							
	申請書等	証明書等																						
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																						
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																						
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																						
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																						
11	<p>【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>																						
12	<p>○「非課税限度額」に関する事項</p> <p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次のaからeのいずれかの書類</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>住宅性能証明書（※1）</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し（※1）</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>住宅省エネルギー性能証明書（※2）</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>①及び②の両方の書類（※3）</td> <td>① 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4） ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>①及び②の両方の書類</td> <td>① 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書</td> </tr> </table> <p>※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。 ※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。 (1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の前（令和5年3月31日までに居住の用に供される家屋の場合は、令和5年3月31日まで）に、その証明のための家屋の調査が終了したもの (2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの ※3 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※4 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 ※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。</p>	a	住宅性能証明書（※1）	b	建設住宅性能評価書の写し（※1）	c	住宅省エネルギー性能証明書（※2）	d	①及び②の両方の書類（※3）	① 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4） ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書	e	①及び②の両方の書類	① 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書	<p>【令和6年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>									
a	住宅性能証明書（※1）																							
b	建設住宅性能評価書の写し（※1）																							
c	住宅省エネルギー性能証明書（※2）																							
d	①及び②の両方の書類（※3）	① 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4） ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書																						
e	①及び②の両方の書類	① 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書																						

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-2（増改築等用）」（以下「チェックシート◎-2」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシート◎-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 平成21年分から令和4年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和5年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
 - ロ 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
 - ※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート◎-2で確認してください。
 - ※2 上記②イに該当する人は、「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「非課税限度額」に関する事項の「No.13」に掲げる書類により証明されたものを「No.13」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和5年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、28ページの「添付書類一覧(A-2)」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、28ページの「添付書類一覧(A-2)」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 ①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	【非課税限度額】	
	(注) 令和4年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「13」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和5年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。	はい⇒1,000万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和5年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～13」は、27ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など令和5年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し など、増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
7 8	【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	<input type="checkbox"/>
9	【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 確認済証の写し b 検査済証の写し c 増改築等工事証明書（注） （注）増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったりリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 住宅性能証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 増改築等工事証明書 （注）「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

令和 年 月 日
受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____

令和5年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ㊦-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㊦-1**新築又は取得用**」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート㊦-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和6年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして30ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき30ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、30ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和5年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊟-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、29ページのチェックシート㊟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【令和6年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **住宅用の家屋に関する登記事項証明書**

- (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。
3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

- (注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

- (注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、
2 証明書等は、令和6年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、
3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り。

【令和6年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① **新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② **新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限り。）

③ **新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	-----------------------	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート⑧-2増改築等用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート⑧-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和6年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、32ページの「添付書類一覧⑧-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 https://www.nta.go.jp 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和5年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～10」は、31ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○ 「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し など増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5 6	<p>【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。</p>	<input type="checkbox"/>						
	<p>【令和6年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りします。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							
7	<p>【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	<p>【令和6年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						
	<p>【令和6年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							

○ 「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【令和6年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	-----------------------	--------------------------

令和 年 月 日
 受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____